諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成30年7月5日(平成30年(行情)諮問第290号)

答申日:平成30年10月22日(平成30年度(行情)答申第275号)

事件名:LD(学習障害)の英文(WHOが使用しているもの)の不開示決定

(不存在) に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「LD(学習障害)の英文(WHOが使用しているもの)」(以下「本件対象文書」という。)につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局 長(以下「処分庁」という。)が、平成30年3月28日付け愛労発安0 328第8号により行った不開示決定(以下「原処分」という。)の取消 しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。 開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求の経緯
- (1)審査請求人は、平成30年1月29日付け(同日受付)で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「LD(学習障害)の英文(WHOが使用しているもの)」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、これ を不服として、同年4月6日付け(同日受付)で本件審査請求を提起し たものである。
- 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

本件審査請求に係る開示請求は、「LD(学習障害)の英文(WHOが使用しているもの)」の開示を求めるものである。

愛知労働局は、厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)

に基づき、総務部、雇用環境・均等部、労働基準部、職業安定部及び需給調整事業部の5つの部が設置されており、それぞれ法令により分掌された事務を遂行しているが、厚生労働省の地方出先機関であり、当省の所掌事務に係る国際機関、国際会議並びに外国の行政機関及び団体に係る事務の調整に関することについては所掌しておらず、また、学習障害を英文で表記し使用する業務を行っていないため、「LD(学習障害)の英文(WHOが使用しているもの)」を作成・取得していないとの原処分における判断に不自然・不合理な点はない。

本件審査請求を受けて、念のため愛知労働局に対し、審査請求人が求める文書の有無を照会したが、その存在は確認されなかった。

以上のことから、本件対象行政文書について不開示とした原処分は妥当であると考える。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書を作成または取得している。」として原処分の取消しを求めているが、具体的な論拠は示されておらず、上記3のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年7月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年9月27日 審議
- ④ 同年10月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「LD(学習障害)の英文(WHOが使用しているもの)」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

- 2 本件対象文書の保有の有無について
- (1)諮問庁は、本件対象文書を不開示としたことについて、理由説明書 (上記第3の3)の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳 細な説明を求めさせたところによると、以下の旨を説明し、原処分は妥 当であるとする。

- ア 愛知労働局は、厚生労働省組織規則に基づき、総務部、雇用環境・ 均等部、労働基準部、職業安定部及び需給調整事業部の5つの部が設 置されており、それぞれ法令により分掌された事務を遂行しているが、 厚生労働省の地方出先機関であり、当省の所掌事務に係る国際機関、 国際会議並びに外国の行政機関及び団体に係る事務の調整に関するこ とについては所掌していない。また、同局では、学習障害を含む発達 障害者の就労支援に関する業務を行っているが、学習障害を英文で表 記し使用する業務を行っていない。こうしたことから、「LD(学習 障害)の英文(WHOが使用しているもの)」を作成・取得していないとの原処分における判断に不自然・不合理な点はない。
- イ 本件審査請求を受けて、念のため愛知労働局に対し、本件対象文書 の有無を照会したが、その存在は確認されなかった。
- (2)愛知労働局において本件対象文書を保有していないとする上記(1) の諮問庁の説明は、法令等に基づくものであり、不自然、不合理であ るとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。 したがって、愛知労働局において本件対象文書を保有していないとす る諮問庁の説明は是認せざるを得ない。
- 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不 開示とした決定については、愛知労働局において本件対象文書を保有して いるとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子